

## 第 9 0 回 農 地 総 会 議 事 録

開 催 日 時	令和 6 年 12 月 9 日 ( 月 ) 午 後 3 時 30 分 から
開 催 場 所	高 知 市 役 所 た か じ ょ う 庁 舎 6 階 大 会 議 室
出 席 委 員	大 崎 恭 寿 ・ 池 澤 誠 ・ 石 黒 康 誠 ・ 植 田 俊 博 ・ 加 藤 孝 幸 ・ 長 山 裕 美 中 島 義 幸 ・ 大 野 哲 ・ 森 田 浩 明 ・ 古 田 辰 雄 ・ 竹 内 佳 代 ・ 山 本 和 正 前 田 眞 作 ・ 久 保 壽 美 男 ・ 川 澤 一 博 ・ 山 脇 天 臣 以上 16 名
欠 席 委 員	廣 瀬 良 之 ・ 中 島 正 根 ・ 中 村 富 貴 以上 3 名
事 務 局 出 席 者	宮 田 事 務 局 長 ・ 上 田 次 長 ・ 近 森 再 任 用 主 幹 ・ 竹 内 係 長 ・ 岡 本 主 査 ・ 植 田 主 査 以上 6 名
議 題	第 1 号 議 案 農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 の 件 第 2 号 議 案 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 の 件 第 3 号 議 案 改 正 前 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 計 画 の 件 ( 同 法 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る ) ① 所 有 権 移 転 ② 貸 借 権 設 定 ③ 中 間 管 理 権 設 定 ・ 一 括 方 式 第 4 号 議 案 農 地 中 間 管 理 事 業 法 第 18 条 の 規 定 に よ る 計 画 の 要 請 の 件 議 案 外 ( 報 告 ) ① 農 地 法 第 3 条 の 3 の 規 定 に よ る 農 地 取 得 届 出 の 件 ② 農 地 法 第 4 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に よ る 農 地 転 用 届 出 の 件 ③ 農 地 法 第 5 条 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ る 農 地 転 用 届 出 の 件 ④ 農 地 法 第 18 条 第 6 項 の 規 定 に よ る 合 意 解 約 通 知 の 件 ⑤ 非 農 地 証 明 願 の 件 ⑥ 農 地 法 各 条 の 申 請 取 下 ・ 取 消 ・ 訂 正 処 理 の 件
備 考 [ 添 付 書 類 ]	○ 第 90 回 農 地 総 会 議 案 書 ○ 現 地 案 内 図 ○ 議 案 関 連 資 料 ○ 今 後 の ス ケ ジ ュ ー ル ( 予 定 )

開 議 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第90回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。廣瀬委員，中島正根委員，中村委員。以上3名の委員より欠席の届けが出ております。 委員総数19名中，16名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，本日の農地総会が成立することを，ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして，議事録には議長及び総会において定められた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，長山裕美委員，前田眞作委員の2名にお願いいたします。
議 議 長  岡本主査	ただいまから議案の審議を行います。第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より，議案の説明をお願いします。 第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書は2ページをご覧ください。 今月は全体で11件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は，長浜，登記地目原野，現況畑，407㎡のうち，持分3分の2，面積にして271.34㎡を，経営拡大のため，売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。 譲受人は農家台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。 申請書の別添及び耕作計画書によりますと，申請地は譲受人の妻及び妻の姉2人の持分3分の1ずつの共有地であり，これまでは3姉妹と譲受人で耕作をしておりましたが，妻の姉2人が申請地を売りたいとの意向を示したことから，譲受人が申請地を購入することとしたものです。申請地では，これまでどおり文旦を栽培する予定とのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農機具については、耕運機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺の方に確認の上、了解を得て防除を行うとのことです。

なお、本申請が許可となりますと、譲受人が3分の2、譲受人の妻が3分の1の所有権を有することとなります。

案件2は、薊野，畑，46 m<sup>2</sup>を、耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地で緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は耕作不利地を除いて、所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では、蒔(ふき)を栽培する予定とのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農機具については、耕運機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

農薬の使用方法については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3から案件5は譲渡人と申請地が同一の関連案件のため、まとめてご説明致します。

大津甲，田，1,990 m<sup>2</sup>を、各案件の譲受人3名へ持分3分の1ずつ、親族間の贈与により、所有権を移転するという内容の申請です。

また、譲渡人と各案件の譲受人との関係は、案件3と案件4が息子夫婦となっており、案件5は妻となっております。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。

案件3と案件4の譲受人は同一世帯です。また、農家台帳への登録がないため耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、両案件の譲受人は現在、所有及び借入している農地はありませんが、近隣に住む母の所有する農地をともに耕作しており、申請地はこれまでどおり、水稻を栽培するとのことです。

また、申請書別添によりますと、案件5の譲受人は高知市と南国市に経営農地があり、所有または借入れしている農地を全て耕作しており、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

案件5の譲受人は南国市に居住しておりますので、南国市農業委員会より経営証明書が添付されております。

また、南国市の農地について南国市農業委員会に耕作状況を確認したところ、全て耕作しているとの回答を得ております。

案件3から案件5の譲受人は、農機具は所有していませんが、現在も知人の協力のもと耕作を行っているとのことです。

譲受人3名は、農業の経験があり、別世帯の親子であります。現在も協力して農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農薬の使用方法等については、周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲を栽培するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は4ページをご覧ください。

案件6と案件7は、譲渡人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

案件6は、大津甲、田、393㎡外4筆、合計2,995㎡を親子間の生前贈与により所有権を移転するという申請です。

案件7は、大津甲、田、369㎡外6筆、合計1,275㎡を、1筆を除き、譲受人へ持分2分の1を、夫婦間の贈与により所有権を移転するという内容の申請です。

案件6の現地案内図はNo.4を、案件7の現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市と南国市に経営農地があり、所有または借入れしている農地を全て耕作しており、申請地では水稲を栽培する予定とのことです。

南国市の農地について南国市農業委員会に耕作状況を照会したところ、全て耕作しているとの回答を得ております。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

案件6と案件7の譲受人は農業の経験があり、同一世帯の親子であり、現在も協力して農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農薬の使用方法等については、周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲を栽培するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

なお、本案件が許可となりますと、案件6と案件7の譲受人の持分は単有となります。

案件8は、春野町西分、田、307㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有または借入している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、父や妻とともに、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書5ページの案件9は、春野町芳原、田、583㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有または借入している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では水稻を栽培するとのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地は従前より個人間での貸借により譲受人が耕作しており、今後もこれまでどおりの耕作をするため、周辺に悪影響を及ぼす恐れはないと考えるとのことです。

続きまして、案件10は、春野町東諸木、畑、89㎡外4筆、合計1,131㎡を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は10年程前から妻とともに、申請地を口約束にて借入し、会社経営の傍ら果樹や野菜の耕作をしておりますが、今回、兼業農家として農業に従事するため、申請地を取得することにしたとのことです。申請地では、果樹や野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに勤めの傍ら農業に従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地は従前より譲受人らが果樹や野菜を栽培しており、今後もこれまでどおりの耕作を行うため、特に問題はないと考える

のことです。

なお、備考欄に記載されておりますとおり、申請地の内の1筆につきましては、令和6年11月28日付で取下願が提出されております。

続きまして、案件11は、春野町森山、登記地目田、現況畑、254㎡を、耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の自宅です。譲受人は農家台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は自宅近くにある祖母の農地を生前贈与により取得し、取得後は同居する祖母とともに、申請地で自家消費用の芋を栽培する予定とのことです。

農機具については、草刈機など2台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は、農業の経験はありませんが、農業に従事している祖母とともに会社勤めの傍ら農業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地は従前より芋を栽培しており、今後もこれまでどおりの耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議 長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二、第三、第四事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員

報告します。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

報告します。案件2から案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件8から案件11については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。

<p>委員 議長</p>	<p>ご意見やご質問がございましたらお願いをいたします。 (意見・質問なし) ご意見, ご質問がないようですので, 審議を終わります。すべての案件について許可することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なし) そのように決定をいたします。 続きまして, 第2号議案, 農地法第5条の規定による許可申請の件です。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>岡本主査</p>	<p>第2号議案, 農地法第5条の規定による許可申請の件。議案書7ページをご覧ください。今月は全体で1件の申請が出されております。 議案書8ページをご覧ください。 案件1は, 仁井田, 田, 51㎡外1筆, 合計1,227㎡を, 譲受人の経営する会社の資材置場にするため, 所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクが申請地です。 農地の区分につきましては, 農用地区域の指定を受けておらず, 甲種, 1種, 3種, いずれの要件にも該当しないため, 第2種農地と判断しております。 それでは, 事業計画についてご説明いたしますので, 本日お配りしました資料①をご覧ください。 事業計画書によりますと, 譲受人は隣接する自社管理地の造成工事を行っておりますが, 工事の進行に伴い, 造成区域内に仮置きしていた資材の置き場を確保する必要が生じたため, 管理地に近く, 県道に接している申請地を選定したとのことです。 資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。 転用計画としましては, 申請地全体を資材置場にする計画です。 造成計画については, 切土, 盛土はせず, 整地については, 除草し表土を締め固める計画です。 進入計画については, 西側の県道から進入する計画です。 排水計画については, 資料2枚目をご覧ください。 生じる排水は雨水のみであり, 雨水は自然浸透とし, オーバーフロー分は, 申請地内東側に①と書かれている新設の側溝を設置し, 北角にある, ②と書かれた新設の溜枘へ集水したのち, 東側の農業用水路へ放流する計画となっております。資料4枚目に, 溜枘から東側農業用水路への排水断面図が添付されておりますのでご確</p>

認ください。なお、水路への放流については、高知市耕地課からの排水同意書が添付されております。

申請地周辺の状況については、北側は田、東側は水路を挟んで宅地、南側は畑、西側は道路となっております。

被害防除計画の対象となる農地は、北側の田と南側の畑ですが、いずれの農地所有者からも同意が得られなかったとのことで、理由書及び被害防除計画書が添付されております。

資料3枚目をご覧ください。

理由書によりますと、申請地北側の農地所有者に農地転用の同意を求めたところ、「隣接の土地が除草管理されるのは良いが、自己所有地を農地として使用しているため、隣接する土地も農地の方が良いので農地転用には同意できない。」と言われたとのことです。また、申請地南側の所有者からは、「私自身は農地転用に同意出来ますが、申請地北側の農地所有者に配慮し、そちらの同意が得られない場合は、私も同意できません。」と言われたとのことです。

被害防除計画については、表土を締め固め、土砂が流出しないよう留意し、既存法面の保護にも努めるとともに、定期的に除草や防風林の剪定を行い、周辺農地に被害を与えないよう対応するとのことです。

添付書類については、譲受人は法人のため、法人の登記簿謄本が添付されております。また、資金証明書類として、譲受人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。

土木委員の意見については、「譲受人の法人は、仁井田の水分（みずわけ）という地区でも、排水しないでほしいと言った所に押し切って排水するなど、いろいろと問題を起こしている。そういった経過があるので、今回の東側水路への排水には同意できない。西側の水路への排水も同じで、地区で協議が必要。無理だとは思いますが、排水は敷地内で自己処理してほしい。」との意見でした。

以上で第2号議案の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員

はい。案件の土地については、転用目的が土砂等の資材置場となっております。

事前審査会では、雨水の放流先となっている東側の水路が用排水路であり、水深も浅いことから、土砂が流出して、周辺の農地の取水に悪影響が出ることを心配する声が出ておりました。

	<p>排水についての被害防除計画が十分でないと思われるため、排水計画の見直しを指導することとし、今月は保留としてはどうかと意見がまとまりましたので、報告いたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。</p> <p>案件1につきましては、排水に関する被害防除計画が十分ではないとの事前審査会の報告がありましたが、他の委員の皆様からもご意見ご質問がありましたらお願いをいたします。</p>
<p>竹内係長 議長</p>	<p>一点、事務局からの補足をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>竹内係長</p>	<p>本日お配りしました①の資料の方の図面ですが、事前審査会の段階から少し変更が出てきております。</p> <p>事前審査会の段階と、排水先の東側が用排水路であるというところは変わってないですが、事前審査会の段階では、この上の資材置場の部分から直接東側の水路に法面を下って、雨水が自然流下するという計画になっておりました。</p> <p>この中身について、先ほど森田委員長の方からご報告があったとおり、土砂・土が流れていくところの水路から水を取っておる者がいたら困るのではないかと、というようにお話があり、審査会后に、転用者に対して、計画について、こういうお話がありますので、土砂の流出に繋がらないよう、計画の見直し等できないでしょうかということで指導をしたところでした。</p> <p>すると、先週、新たに計画の図面を変更して提出されたのが、今回の図面になっております。</p> <p>新しい計画の方では、「申請地の東側に盛土をして、直接法面から排水されることは防ぐ」となっております。「こちらの盛土沿いに北側へ水を流して、一旦溜枡のほうに水を受け、水を受けた後、溜枡の方から上澄みの水がU字溝を通過して水路を流れる」と、このような計画が新しく出てまいりました。</p> <p>本日は、新しい計画に基づいて、やはり第二事前審査会で審議したときのとおり、排水の計画等について不安が残るとい形にするのか、或いはこの新しくなった計画によって、その心配が払拭されたのではないかと見ていただけるようになるのか、皆様のご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。</p>
<p>大野委員</p>	<p>先ほどの話だと、土木委員は、東へ流れてもだめ、西へ流れてもだめという意見を出している、というようなお話がございました。</p> <p>ところが、「耕地課がすでに排水同意している」と、その辺のところはどうでしょう。もう少し土木委員と耕地課との意見が、まとまっていないといけないように私</p>

	はと思いますが、どうでしょうか。
議 長	他の委員の皆さん、ご意見ございませんか。
植田委員	土木委員の意見というのは、当然聞いた上で耕地課が判断しておりますよね。
大野委員	東へ出してもいけない、西へ出してもいけないという意見ですよね。これは不都合な意見だと思いますが。
植田委員	それと水路は、これは用排水の水路でしょうか。
竹内係長	そうですね。用水路で排水路です。
植田委員	そうすると、田への用水ですか。
竹内係長	用水としても使われております。雨水がそこに流れ込んでいって、そこから水をとっている者もおるといように聞いております。
大野委員	もともとはどちらが用水で、どちらが排水だったかわかりますか。
竹内係長	すみません、事務局の方では、わかりません。
植田委員	溜枧ですが、この資料では300mmのU字溝に対して溜枧も300mmというのが、この計画面積に対して、小さすぎるのではないのでしょうか。岩や石材を置いて、排水が集まってきて、300mmの枧で土砂などが溜まったときに、機能しますか。果たして維持管理ができるのでしょうか。以上です。
竹内係長	そうしましたら、耕地課の方から排水同意が出ているということは事実として書類がございますが、しかしその部分で土木委員との意見の齟齬があるのではないかとのご意見でございます。
	また、溜枧300mmで構わないかどうかというところもありますので、一度耕地課の方に意見を聞いてみるというような形にいたしましょうか。
	こちら確認が十分でなかったこともありますから、一旦耕地課、つまり水路管理者の意見が、「これでいい」という意見でいいのかというところの確認を取りたいというようなご意見だと思いますので、ご意見の確認をさせていただくということにいたしましょうか。
議 長	ただいま事務局からのお話ございましたが、論点としては、やはり溜枧の程度、それから事前審査会のご意見を踏まえたら、このまま今日、可か否かとかいうような問題以前のことを解決しないといけないと思いますので、案件1につきましては排水に関する被害防除計画が十分でない判断して、土砂の流出が起きないように、排水計画を再度検討していただき、12月26日までに被害防除計画を再提出するよう申請者に指導して、今月は審査を保留したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)

議 長

そのように決定をいたします。

続きまして、第3号議案、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。今月は所有権移転と貸借権設定及び中間管理権設定・一括方式があります。全て一括して審査いたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

岡本主査

第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件、①所有権移転。議案書は10ページをご覧ください。今月は全体で1件の申請が出されております。

議案書は11ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

今月は、所有権の移転をする者が1人で、所有権の移転の移転を受ける者が1人となっております。

土地の内訳は、田が3筆で724.33㎡となっております。

なお、下段の地区別内訳については説明を省略いたします。

議案書は12ページをご覧ください。

案件1は、介良丙、田、174㎡外2筆、合計724.33㎡を、農地中間管理機構が行う農地売買等事業による売買となっております。

農地売買等事業とは、農業経営基盤強化促進法第7条におきまして、農地中間管理機構が特例事業として行うことができる事業の一つとして規定されております。

農業経営を縮小しようとする農家から、高知県農業公社が優良な農地を買い受けて、中間保有をした後に地域の担い手農家に売り渡すという内容の事業となっております。

農地中間管理機構の制度が発足する以前は、農地保有合理化事業という名前で同様の制度がありましたが、それと同様の事業を農地中間管理機構でもできるようにしたものです。

申し出の段階では買い手が決まっていない農地銀行の農地あっせんとは異なり、あらかじめ売り手と買い手が揃った状態で、農業公社との三者で申請をしていただくこととなります。

要綱等によりまして、土地については農振農用地区域内の土地であること、また最終の買い手は、認定農業者になっていることといった条件が付けられておりますが、農地の出し手となった農家は、売買代金に800万円までの税控除が受けられることとなります。

なお、本件申請地は公社から譲受人に売り渡すもので、令和6年10月7日に開催

した第88回農地総会においてご審議いただき、計画が妥当と認められたため、11月1日付けで公告しており、農業公社への所有権移転は完了しております。

また、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

譲受人は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

①所有権移転については以上です。

続きまして、②貸借権設定。議案書は14ページをご覧ください。今月は全体で40件の申請が出されており、内訳は新規設定が12件で、更新設定が28件となっております。

議案書は15ページに貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が41人で延べ43人、利用権の設定を受ける者が25人で延べ43人となっております。土地の内訳は、田が112筆93,599.00㎡、畑が21筆12,983.63㎡となっており、採草放牧地が19筆75,749㎡、合計152筆182,331.63㎡となっております。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が23筆で18,618.05㎡、更新が129筆163,713.58㎡、合計152筆182,331.63㎡となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和7年1月1日からとなっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書20ページをご覧ください。

21ページに跨ります案件5は、仁井田、畑、1,755㎡の内1,584.05㎡に5年間、使用貸借権を設定するものです。

借人は、農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は7年ほど前から、貸人である父の農業を手伝っており、独立のため申請地を借り受けることとしたもので、申請地ではショウガを栽培する予定とのことです。また、将来的には父の農地を全て引き継ぐ予定のことです。

続きまして、議案書24ページの案件11は、布師田、田、1,150㎡に3年間貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書25ページの案件13は、布師田、田、892㎡外2筆合計1,760㎡に5年貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書26ページに跨ります案件14は、布師田、田、1,199㎡に、

5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 15 は、布師田、田、922 m<sup>2</sup>に、5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 30 ページの案件 19 は、大津甲、田、1,176 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 2,237 m<sup>2</sup>に、5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 31 ページに跨ります案件 20 は、大津甲、田、1,180 m<sup>2</sup>に、5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 21 は、大津乙、田、552 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 1,550 m<sup>2</sup>に 5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 32 ページに跨ります案件 22 は、大津乙、田、724 m<sup>2</sup>に、5年間賃貸借権を設定するものです。

なお、案件 22 につきましては、未相続地となっておりますが、相続人の持分 2 の 1 を超える同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、案件 23 は、大津乙、田、894 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 3,311 m<sup>2</sup>に 10 年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 33 ページに跨ります案件 24 は、大津乙、田、439 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 895 m<sup>2</sup>に、10 年間使用貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 37 ページの案件 33 は、春野町弘岡下、田、628 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 2,106 m<sup>2</sup>に 10 年 3 か月間賃貸借権を設定するものです。

②貸借権設定については以上です。

続きまして、③中間管理権・一括方式。議案書は 43 ページをご覧ください。今月は 3 件の申請が出されており、内訳は新規設定が 1 件、更新設定が 2 件となっております。

議案書は 44 ページに中間管理権設定・一括方式の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は権利を設定する者が 3 人で延べ 6 人、権利の設定を受ける者が 4 人で延べ 6 人となっております。土地の内訳は、田が 17 筆 5,695.00 m<sup>2</sup>、となっております。設定の内訳は、新規設定が 9 筆で 2,808.00 m<sup>2</sup>、更新設定が 8 筆で 2,887.00 m<sup>2</sup>となっております。

期間別及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、中間管理権設定・一括方式の開始日は、全て令和 7 年 1 月 1 日となっております。

それでは新規設定のみご説明いたします。議案書 45 ページをご覧ください。

案件 1 は、五台山と介良の 2 地区に跨る案件です。五台山、田、805 m<sup>2</sup>外 8 筆、合

	<p>計 2,808 m<sup>2</sup>を、5年間公社が借り受け、最終貸付者に5年間貸し付けるという貸借権の設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのこと。</p> <p>なお、本件は未相続地となっておりますが、2分の1を超える相続人からの同意があることを、事務局にて確認しております。</p> <p>以上、更新の案件を含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和7年1月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。</p>
大崎委員	<p>貸借権設定の案件1から案件3について、計画を妥当なものと認めました。以上です。</p>
議 長	<p>次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>貸借権設定の案件4から案件8と案件9の一部、及び中間管理権一括方式の案件1の一部について、計画を妥当なものと認めました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>所有権移転の案件1、貸借権設定の案件9の一部、及び案件10から案件32と、中間管理権一括方式の案件1の一部及び案件2、案件3については、計画を妥当なものと認めました。以上です。</p>
議 長	<p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>貸借権設定の案件33から案件40については、計画を妥当なものと認めました。以上です。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>まず、貸借権設定の案件7と案件25については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、該当の案件について審議します。該当の委員は、本案件を審議する間は退席をお願いいたします。</p> <p>(該当委員 退席)</p>
議 長	<p>この案件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>

議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>貸借権設定の案件 7 と案件 25 については、計画を妥当なものと決定することにご異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>この件については、計画を妥当なものと決定をいたします。事務局は委員を復帰させてください。</p> <p>(該当委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、中間管理権設定の案件 2, 案件 3 については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>それでは、該当の案件について審議します。該当の委員は、本案件を審議する間は退席をお願いいたします。</p> <p>(該当委員 退席)</p>
議 長	<p>この案件について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	(意見・質問なし)
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>中間管理権設定の案件 2, 案件 3 については、計画を妥当なものと決定することにご異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>この件については計画を妥当なものと決定をいたします。事務局は委員を復帰させてください。</p> <p>(該当委員 着席)</p>
議 長	<p>それ以外の案件を審議します。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	(意見・質問なし)
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>審議済みの案件を除く全ての案件について、計画を妥当なものと決定することにご異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	<p>そのように決定をいたします。</p> <p>続きまして、第 4 号議案、農地中間管理事業法第 18 条の規定による計画の要請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>

岡本主査

第4号議案、農地中間管理事業法第18条の規定による計画の要請の件。  
議案書は48ページをご覧ください。今月は1件の申請が出されております。  
議案書は49ページをご覧ください。

案件1は、介良丙、田、304㎡の土地について、土地の所有者から公社が借り上げを行い、その後最終貸付者へ令和7年12月31まで10年間使用貸借権を設定していましたが、一度農業公社と最終貸付者への間でのみ使用貸借の解約を行い、新たに農業公社と別の最終貸付者との間で、令和7年12月31まで1年間使用貸借権を設定することとなり、申出書が提出されたものです。

以上で第4号議案の説明を終わります。

竹内係長

1点事務局から補足をさせていただきます。

今回、農地中間管理事業法第18条の要請の件ということで、あまり耳慣れない議案の中身になっておりますので、法律の制度のことで少しご説明をさせていただきたいと存じます。

中身的には先ほど担当の方からご説明しましたとおり、最終の借受人を変えると  
いう計画の変更に近いような内容となっております。土地がL字になったところ  
のくぼみの部分の土地でございまして、今回、このL字の部分外側の土地と、L字  
の内側の部分の土地の、借受人を揃えるという内容でございまして。

以前は、公社が借り受けて公社が最終の貸付人の方に貸すときというのは、知事  
の利用配分計画の報告という手続きがございまして、この手続きを用いて手続きし  
ておりました。

ただ、法改正が行われまして、この知事による利用配分計画の公告という手続き  
が今は法律の中から除かれ、廃止されております。

現行法におきましては、地域計画が既に策定されている場合とされてない場合で、  
手続きが分かれます。

高知市は全域で、本年度末、令和7年の3月の末に、地域計画策定という形にな  
っておりますので、今現在、全域で地域計画はまだ策定されてない状態でごしま  
す。

地域計画が策定されてない場合につきましては、農業委員会から市長に対しまし  
て、「農用地等利用促進計画」という別の計画があるのですが、その計画の公告を要  
請する、つまり「こういう申し出があったので、新たにこの方を借受人として認め  
る計画を作って公告をしてください」という内容の要請をすることができるという  
手続きがございまして。

これが中間管理事業法第18条の規定による要請ということになります。本件につ

	<p>いて、可決されると、農業委員会の方から市長に対する要請を行い、市長は、それを妥当と認めたならば、新たに今回の新しい借受人が借受者となる促進計画を公告して、権利を設定するという形になります。</p> <p>なお、当初の貸付人と公社との契約というのは、最初に公告したとおりのままであるので、残り期間約1年となりますが、残り1年間だけの貸借の設定という形になっております。</p> <p>この辺は法律のたてりの部分のお話でございますが、中身的には、最終の借受人が変わります、という中身であるをご承知ください。</p> <p>なお、今回取り急ぎこの最終借受人を変える理由ですが、このL字の外側の中に、田を隔てる畦畔があったのですが、この畦畔を除去するという事業を行うようになっておまして、そのために、今回借受人を揃える手続きをとっていると、こういうことだそうでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、説明が終わりましたので事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>はい。案件1について、原案のとおり要請を行うことを妥当と認めました。以上です。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。この案件についてご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見ご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>本案件について、原案どおり市長に対して要請を行うことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定をいたします。</p> <p>それでは次に、議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。</p>
岡本主査	<p>議案外報告。議案外の案件について、まとめてご報告いたします。</p> <p>まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は51ページをご覧ください。</p> <p>今月は8件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、三里が2件、布師田が1件、介良が1件、土佐山が1件、春野が2件となっております。</p> <p>届出の詳細につきましては、52ページから56ページをご覧ください。</p> <p>すべての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただ</p>

き、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は58ページをご覧ください。

今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が3件、潮江が1件、鴨田が1件、介良が1件となっております。

届出の詳細につきましては59ページから60ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。

議案書は、62ページをご覧ください。

今月は11件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、潮江が1件、三里が1件、鴨田が2件、長浜が2件、布師田が2件、一宮が1件、介良が1件となっております。

届出の詳細につきましては、63ページから66ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は68ページをご覧ください。

今月は3件の通知が出されており、地区の内訳は、大津が3件となっております。

通知の詳細につきましては、69ページから70ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、72ページをご覧ください。

今月は9件の申請が出されており、地区の内訳は、朝倉が4件、秦が2件、長浜が1件、一宮が1件、介良が1件となっております。

申請の詳細につきましては、73ページから74ページをご覧ください。

案件2につきましては、10月に開催した農地総会の1号議案で審議いただき、申請地に農地性がないことから、令和6年10月24日付で3条の取下願を受理したのち、今回の非農地証明書を交付しております。

また、取下願につきましては、続く「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」にてご報告いたします。

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適推進委員及び事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は76ページをご覧ください。</p> <p>今月は1件の3条取下願が出されており、地区は朝倉となっております。</p> <p>取下願の内容につきましては、議案書77ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、申請地を農地に復原することが困難なことから、令和6年10月24日付で取下願が出され、令和6年10月28日付で受理しております。その後、「⑤非農地証明願の件」の案件2で報告いたしましたとおり、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、議案書は78ページをご覧ください。今月は1件の4条届出取消願が出されており、地区は潮江となっております。</p> <p>本案件は、令和5年3月23日付で農地法第4条の農地転用届出が提出され、令和5年3月30日付で受理通知書を交付しておりましたが、申請地を転用する計画がなくなったことから、令和6年10月21日付で取消願が出され、令和6年10月31日付で受理しており、その後「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」の案件7にて新たに受理通知書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>それでは、議案外の報告に関しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>それでは、事務局から連絡がありましたらお願いをいたします。</p>
<p>事務局連絡</p> <p>上田次長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>(令和6年度今後のスケジュール(予定)について資料に基づき説明)</p> <p>事務局からの連絡に関して、ご意見ご質問がございましたらお願いします。ないようでしたら、終わります。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>その他の件で何かご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了します。</p>

次回農地総会 議長	次回の農地総会は令和7年1月7日(火)を予定しております。
閉 会 議長	(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後4時40分)) 以上で第90回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 7 年 1 月 31 日

議長

加藤孝幸

議事録署名委員

長山 裕美

議事録署名委員

前田 眞作

議事録作成者

植田 裕乃